

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前		
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 医療法（昭和23年法律第205号）<u>第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）<u>第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</u></p> <p>（6） 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第25項に規定する介護老人保健施設</u></p> <p>別表第6（第15条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 騒音の測定は、<u>騒音計（計量法第2条第4項に規定する特定計量器であって、同法第16条第1項第2号又は第3号に該当しないものに限る。）を用いて行うものとする。</u>この場合において、<u>周波数補正回路はA特性を、動特性は速</u></p>	略	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公害防止条例（昭和46年<u>10月</u>鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 医療法（昭和23年法律第205号）<u>第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）<u>第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム</u></p> <p>（6） 老人保健法（昭和57年法律第80号）<u>第6条第4項に規定する老人保健施設</u></p> <p>別表第6（第15条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 騒音の測定は、<u>日本工業規格C1502に定める指示騒音計、C1503に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議のPub179に定める精密騒音計を用いて行なうものとする。</u>この場合において、<u>聴感補正回路は、A特性を用いることとする。</u></p>	略
略			
略			

い動特性を用いることとする。

3及び4 略

様式第11号（第18条関係）

（縦8センチメートル、横12センチメートル）

（表） 略

（裏）

鳥取県公害防止条例抜すい

（報告及び検査）

第60条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生し、若しくは発生させるおそれがある者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、工場、事業場その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（2） 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3及び4 略

様式第11号（第18条関係）

（縦8センチメートル、横12センチメートル）

（表） 略

（裏）

鳥取県公害防止条例抜すい

（報告及び検査）

第60条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生し、若しくは発生させるおそれがある者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、工場、事業場その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（2） 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

鳥取県公害防止条例施行規則抜すい

（事務の委任）

第20条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、市町村長に委任する。

（1） 条例第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第52条又は第53条第3項の規定による届出の受理に関する事務

（2） 条例第51条、第54条第1項又は第58条第1項の規定による勧告に関する事務

（3） 条例第54条第2項又は第58条第2項の規定による命令に関する事務

（4） 前各号に掲げる事務に伴う条例第60条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)第60条第2項の証明書であつて、改正前の鳥取県公害防止条例施行規則様式第11号の規定により作成されているものは、平成20年4月30日までの間、改正後の鳥取県公害防止条例施行規則様式第11号の規定にかかわらず、当該規定により作成されているものとみなす。